

神奈川県蓄電システム導入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太陽光発電の更なる導入拡大に向けて、太陽光で発電した電力を効果的に利用する蓄電システムの導入促進を図るため、住宅や事業所に新たに太陽光発電システムと併せて蓄電システムを導入する経費に対し、神奈川県（以下「県」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

(1) 管理組合

建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する管理組合であって、代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体として主要な点が確定し規約が制定されているもの。

(2) リース

契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備（未使用品に限る。）を事業者が代わりに購入して利用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、利用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価（対価の名称にかかわらず、以下「リース料」という。）として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているもの。ただし、契約期間が6年以上あるものに限る。

(補助の対象事業)

第3条 補助の対象とする事業は、県内の住宅（事務所や店舗などとの併用住宅を含む。）や事業所（以下「住宅等」という。）に、新たに蓄電システム（以下「補助対象設備」という。）を導入する事業（以下「補助事業」という。）であって、次の要件に適合するものとする。

- (1) 新たに太陽光発電システムを導入する住宅等において、当該太陽光発電システムで発電された電力の全部又は一部を補助事業で導入する蓄電システムに充電するとともに充電した電力を当該住宅等で消費することが可能であること。ただし、当該太陽光発電システムで発電された電力を売電し、売電先の事業者から購入した電力を補助事業で導入する蓄電システムに充電する場合は含まない。
- (2) 次条第1項に規定する補助事業者が、所有する住宅等において補助事業を実施する場合にあって、当該住宅等に共有者が存在するときは、当該共有者全員の同意を書面で得ること。
- (3) 補助事業者が賃借等している住宅等において補助事業を実施する場合は、当該住宅等の所有者の同意を書面で得ること。
- (4) 補助事業で導入する蓄電システム及び補助事業を実施する住宅等に新たに導入する太陽光発電システムは未使用品であること（電気自動車のリユースバッテリーを使用して製品化した定置用蓄電システムであって、定置用蓄電システムとして製品化された後の使用実績がないものは未使用品とみなす。）。

- (5) 補助事業を実施する住宅等に新たに導入する太陽光発電システムの出力が別に定める要件を満たしていること。
- (6) 補助事業で導入する蓄電システム及び補助事業を実施する住宅等に新たに導入する太陽光発電システムの設備が別に定める要件を満たしていること。

(補助事業者)

- 第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助事業を実施し、かつ補助対象設備を所有する者（蓄電システム及び太陽光発電システムが設置された建売住宅等を建売住宅供給者等から取得する場合は、当該取得者）であって、個人、法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。）又は管理組合（以下「補助事業者」という。）とする。ただし、補助事業者が複数の者の場合は、補助事業者のうちいずれか一者が補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受けるものとする。
- 2 蓄電システムをリース又は割賦により設置する場合は、リース事業者又は割賦事業者とリース又は割賦を受ける蓄電システムの使用者が共同申請を行うこととする。
 - 3 前項の場合に、リース事業者又は割賦事業者は、リース又は割賦を受ける蓄電システムの使用者から領収するリース料又は割賦料の算定にあたり元本相当額から補助金相当額分を減額することとする。

(補助対象経費)

- 第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するために必要な経費のうち蓄電システムの導入にかかる設備費及び工事費とする。
- 2 前項の経費の算出は、次の要件を満たすものとする。
 - (1) 国の補助金を控除すること。
 - (2) 消費税及び地方消費税相当額を控除すること。

(補助額の算出方法等)

- 第6条 補助額は、別表の金額を限度とする。
- 2 前項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(申請書の提出書類等)

- 第7条 補助事業者が、補助金の交付申請をする場合は、神奈川県蓄電システム導入費補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、別に定める期日までに提出しなければならない。なお、同一の住宅に係る本要綱に基づく補助金の交付申請と神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付要綱に基づく補助金の交付申請を同日に行う場合には、第6号及び第9号に定める書類の添付を省略することができるものとする。
- (1) 神奈川県蓄電システム導入費補助金事業計画書（第1号様式別紙1）
 - (2) 補助事業に係る契約書（写し）又はこれに代わるもの（契約が未締結の場合は見積書（写し）又はこれに代わるもの）
 - (3) 前号の契約書（写し）又はこれに代わるものに、蓄電システムに係る経費の額が明記されていない場合は蓄電システムに係る経費の額を証する書類

- (4) 仕様書等
- (5) 太陽光発電システム及び蓄電システムの設置（予定）場所の写真
- (6) 補助事業者が個人の場合は全ての補助事業者の住民票（発行日から3箇月以内のもの）、法人の場合は全ての補助事業者の定款（写し）及び商業登記簿現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行日から3箇月以内のもの）又はこれに代わるもの、管理組合の場合は規約（写し）（同一の補助事業者が同一年度内に本要綱に基づく複数の申請を行う場合には、2件目以降の申請については、住民票、商業登記簿現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写しでも可とする。）
- (7) 補助事業者が管理組合の場合は、太陽光発電システム及び蓄電システムの設置が管理組合の決定によることを明らかにする書類
- (8) 補助事業者が法人又は管理組合の場合は、役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2）
- (9) 蓄電システムを設置する住宅等の登記事項証明書（住宅等を新築する場合又は建売住宅等を取得する場合は建築確認済証（写し）又はこれに代わるもの）
- (10) 補助事業者が個人又は法人の場合であって所有する住宅等において補助事業を実施する場合に、当該住宅等に補助事業者以外の共有者が存在するときは、当該共有者全員の同意書（第1号様式別紙3）
- (11) 補助事業者が、賃借等している住宅等において補助事業を実施する場合は、当該住宅等の賃貸借契約書（写し）又はこれに代わるもの並びに当該住宅等の所有者の同意書（第1号様式別紙3）
- (12) リース又は割賦にあつては、共同申請同意書（第1号様式別紙4）、設備のリース又は割賦に係る契約書（写し）（契約が未締結の場合は見積書（写し）又はこれに代わるもの）、リース料又は割賦料計算書及びリース料又は割賦料の算定にあたり元本相当額から補助金相当額分が減額されていることを証明できる書類及びリース又は割賦で設置する設備の使用が個人の場合は全ての使用者の住民票（発行日から3箇月以内のもの）、法人の場合は全ての使用者の定款（写し）及び商業登記簿現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行日から3箇月以内のもの）又はこれに代わるもの、管理組合の場合は規約（写し）
- (13) 補助事業者が複数の者の場合（リース又は割賦の場合を除く。）は、補助事業者を代表して申請手続きを行うとともに補助金の交付を受ける者への申請手続きに係る委任状（第1号様式別紙5）
- (14) その他知事が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつた場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付を決定したときは、神奈川県蓄電システム導入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは、神奈川県蓄電システム導入費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

(補助事業の実施)

第10条 補助事業者は、第8条の規定による交付決定の後に、補助事業に着手しなければならない。補助事業の着手は、補助対象設備が設置された建売住宅等の引渡しを受け取得する場合にあっては当該住宅等の引渡しとし、その他の場合にあっては、補助対象設備の設置に係る工事の着手とする。

2 補助事業は補助事業を実施した年度の3月末日までに完了しなければならない。なお、補助事業完了の日は、次の事項に該当する期日のうち、最も遅い期日とする。

- (1) 新たに導入した太陽光発電システム及び蓄電システム又は新たに導入した太陽光発電システム及び蓄電システムが設置された住宅等の引渡し
- (2) 新たに導入した太陽光発電システム及び蓄電システム又は新たに導入した太陽光発電システム及び蓄電システムが設置された住宅等の代金の支払完了
- (3) 新たに導入した太陽光発電システム及び蓄電システムの設置工事の完了

(交付の条件)

第11条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、新たに導入する太陽光発電システム又は蓄電システムの仕様等を変更する場合で、補助額に影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更の申請)

第12条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県蓄電システム導入費補助金変更承認申請書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。なお、リース又は割賦の場合は、変更承認共同申請同意書(第4号様式別紙)を添付するものとする。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、変更が適当であると認め、かつ、交付決定額の変更を伴わないときは、神奈川県蓄電システム導入費補助金変更承認通知書(第5号様式)により、変更が適当であると認め、かつ、交付決定額の変更を伴うときは、神奈川県蓄電システム導入費補助金変更交付決定通知書(第6号様式)により、変更が適当であると認めなかったときは、神奈川県蓄電システム導入費補助金変更不承認通知書(第7号様式)により通知するものとする。ただし、変更が適当であると認めた場合でも、第8条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

3 前条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県蓄電システム導入費補助金中止・廃止承認申請書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。なお、リース又は割賦の場合は、中止・廃止承認共同申請同意書(第8号様式別紙)を添付するものとする。

4 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、中止又は廃止が適当

であると認めるときは、神奈川県蓄電システム導入費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書（第9号様式）により、中止又は廃止が適当であると認めなかったときは、神奈川県蓄電システム導入費補助金中止・廃止不承認通知書（第10号様式）により、通知するものとする。

（状況報告及び調査）

第13条 規則第10条の規定による状況報告は、神奈川県蓄電システム導入費補助金実施状況報告書（第11号様式）により、補助事業を実施する年度の3月末日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。また、同期日までに第16条に規定する実績報告を行った場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

（決定の取消し）

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- (3) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。

（補助金の返還）

第15条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（実績報告）

第16条 規則第12条の規定による実績報告は、神奈川県蓄電システム導入費補助金実績報告書（第12号様式）に次の書類を添えて、補助事業完了の日から2箇月以内又は補助事業を実施した翌年度の4月末日のいずれか早い期日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。なお、同一の住宅に係る本要綱に基づく補助金の実績報告と神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付要綱に基づく補助金の実績報告を同日に行う場合には、第2号、第8号、第9号、第12号及び第13号に定める書類の添付を省略することができるものとする。

- (1) 事業結果報告書（第12号様式別紙1）
 - (2) 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名及び店名、預金の種類、口座番号が記載されている部分の通帳等の写し（補助金振込先は、申請者本人名義の口座に限る。）
 - (3) 第7条に規定する申請書の提出の際に、補助事業に係る契約書（写し）及び設備のリース又は割賦に係る契約書（写し）を提出できなかった場合は、契約書（写し）又はこれに代わるもの
 - (4) 前号の契約書（写し）又はこれに代わるものに、蓄電システムに係る経費の額が明記されていない場合は蓄電システムに係る経費の額を証する書類
 - (5) 補助事業に係る支出を証する書類（写し）
 - (6) 前号の支出を証する書類（写し）に、蓄電システムに係る経費の額が明記されていない場合は蓄電システムに係る経費の額を証する書類
 - (7) 設置完了証明書（第12号様式別紙2）
 - (8) 太陽光発電システムで発電した電力を固定価格買取制度によって電力会社に売電する場合には、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく設備認定の認定通知書（写し）又はこれに代わるもの
 - (9) 新たに導入した太陽電池モジュールの製造者が発行する出力対比表（写し）（製造者が出力対比表を発行しない場合は、出力対比表（第12号様式別紙3）に必要事項を記載の上、製造番号票（写し）を添付したもの）
 - (10) 新たに導入した蓄電システムの出荷証明書（写し）又は保証書（写し）若しくはこれに代わるもの
 - (11) 新たに導入した太陽電池モジュール及び蓄電システムの設置後の完成写真
 - (12) 第7条に規定する申請書の提出の際に、補助事業で設備を設置した住宅等の登記事項証明書を提出できなかった場合は、登記事項証明書（提出期限に登記が完了していない場合は、登記申請書の受領証（写し））
 - (13) 住宅等の引渡しを受け取得する場合は、住宅等の引渡しの期日を証する書類
 - (14) その他知事が必要と認める書類
- 2 第1項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（補助金の額の確定及び支払）

第17条 規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第8条又は第12条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、神奈川県蓄電システム導入費補助金交付額確定通知書（第13号様式）により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、第8条又は第12条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

（財産の処分の制限）

第18条 規則第17条ただし書きの規定により、知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

蓄電システム 6年

- 2 処分制限期間内において、補助事業により設置した補助事業の実施に要する設備等を処分しようとするときは、あらかじめ書面により財産処分の承認について知事に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により処分を承認するときに、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。
- 4 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

(書類の整備等)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者が法人又は管理組合である場合で、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(アンケート調査への協力)

第20条 補助事業者は、補助事業終了後に県が行う補助事業の効果を把握するための事項についてのアンケート調査に協力するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により補助事業者から報告された内容及び補助事業の結果について、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(届出事項)

第21条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき
- (2) 法人にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき
- (3) 管理組合にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき

(暴力団の排除)

第22条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者が補助事業者に含まれる場合には、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - (3) 法人及び管理組合にあつては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。
- 2 知事は、補助事業者が補助金の申請を行ったとき又は補助金の交付決定を受けた以降に、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を知事本部長に対して提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人

情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が、第1項に該当すると判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 前項の規定による処分に関しては、第14条を準用する。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月26日から施行する。

別表 補助額

設備の種類	補助額
蓄電システム(住宅用) ※神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金を併用しない場合	補助対象経費の1/3以内かつ、以下のうちいずれか低い額 1. 80千円×蓄電システムの蓄電容量(kWh) 2. 400千円
蓄電システム(住宅用) ※神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金を併用する場合	補助対象経費の1/3以内かつ、以下のうちいずれか低い額 1. 80千円×蓄電システムの蓄電容量(kWh) 2. 200千円
蓄電システム (事業所用)	補助対象経費の1/3以内かつ、以下のうちいずれか低い額 1. 90千円/kWh×蓄電システムの蓄電容量(kWh) 2. 1,500千円

第1号様式（第7条関係）

神奈川県蓄電システム導入費補助金交付申請書

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒
住 所
〔法人等の場合は所在地〕
フリガナ
氏 名 印
〔法人等の場合は名称及
び代表者の職・氏名〕
（個人にあつては下記の生年月日・性別を記載）
生 年 月 日 T・S・H 年 月 日生
性 別 男 ・ 女

神奈川県蓄電システム導入費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式又は第1号様式別紙1に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

また、補助事業で設置する設備の使用等に関するアンケート調査が実施される場合は協力します。

1 補助事業の目的及び内容

新たに太陽光発電システムを導入する住宅等において、新たに蓄電システムを導入し、太陽光で発電した電力を蓄電システムの活用によって効果的に利用する。

2 補助金交付申請額

円（千円未満切捨て）

（添付資料）

- (1) 神奈川県蓄電システム導入費補助金事業計画書（第1号様式別紙1）
- (2) 補助事業に係る契約書（写し）又はこれに代わるもの（契約が未締結の場合は見積書（写し）又はこれに代わるもの）
- (3) 前号の契約書（写し）又はこれに代わるものに、蓄電システムに係る経費の額が明記されていない場合は蓄電システムに係る経費の額を証する書類
- (4) 仕様書等
- (5) 太陽光発電システム及び蓄電システムの設置（予定）場所の写真
- (6) 補助事業者が個人の場合は全ての補助事業者の住民票（発行日から3箇月以内のもの）、法人の場合は全ての補助事業者の定款（写し）及び商業登記簿現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行日から3箇月以内のもの）又はこれに代わるもの、管理組合の場合は規約（写し）（同一の補助事業者が同一年度内に本要綱に基づく複

数の申請を行う場合には、2件目以降の申請については、住民票、商業登記簿現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写しでも可とする。）

- (7) 補助事業者が管理組合の場合は、太陽光発電システム及び蓄電システムの設置が管理組合の決定によることを明らかにする書類
- (8) 補助事業者が法人又は管理組合の場合は、役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2）
- (9) 蓄電システムを設置する住宅等の登記事項証明書（住宅等を新築する場合又は建売住宅等を取得する場合は建築確認済証（写し）又はこれに代わるもの）
- (10) 補助事業者が個人又は法人の場合であって所有する住宅等において補助事業を実施する場合に、当該住宅等に補助事業者以外の共有者が存在するときは、当該共有者全員の同意書（第1号様式別紙3）
- (11) 補助事業者が、賃借等している住宅等において補助事業を実施する場合は、当該住宅等の賃貸借契約書（写し）又はこれに代わるもの並びに当該住宅等の所有者の同意書（第1号様式別紙3）
- (12) リース又は割賦にあつては、共同申請同意書（第1号様式別紙4）、設備のリース又は割賦に係る契約書（写し）（契約が未締結の場合は見積書（写し）又はこれに代わるもの）、リース料又は割賦料計算書及びリース料又は割賦料の算定にあたり元本相当額から補助金相当額分が減額されていることを証明できる書類及びリース又は割賦で設置する設備の使用者が個人の場合は全ての使用者の住民票（発行日から3箇月以内のもの）、法人の場合は全ての使用者の定款（写し）及び商業登記簿現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行日から3箇月以内のもの）又はこれに代わるもの、管理組合の場合は規約（写し）
- (13) 補助事業者が複数の者の場合（リース又は割賦の場合を除く。）は、補助事業者を代表して申請手続きを行うとともに補助金の交付を受ける者への申請手続きに係る委任状（第1号様式別紙5）
- (14) その他知事が必要と認める書類

【申請者の連絡先】

TEL :		FAX :	
電子メールアドレス :			
部署名・役職名※		担当者名※	

※申請者が個人の場合は、部署名等及び担当者名の記載は不要です。

※電子メールアドレスは、補助事業実施後に行うアンケートの受信を電子メールで可とする場合に記載してください。

【導入する設備の販売・設置・施工予定事業者の連絡先】

※交付申請に関する技術的事項について、導入する設備の販売・設置・施工予定事業者に確認することがあります。

（太陽光発電システム）

事業者名 :			
TEL :		FAX :	
部署名・役職名		担当者名	

（蓄電システム）

事業者名 :			
TEL :		FAX :	
部署名・役職名		担当者名	

第1号様式別紙1

神奈川県蓄電システム導入費補助金事業計画書

1 補助事業の概要

申請者氏名（法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名）		
補助事業で設置する設備の使用者氏名 （申請者がリース事業者又は割賦事業者の場合に記載）		
補助事業で設置する設備を設置した住宅等について（該当する□に「✓」を記載）	所在地（住居表示と地番が異なる場合は地番も記載）	
	種別	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 事業所
	併用する県の補助金	<input type="checkbox"/> 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金（過去に交付を受けた場合を含む） <input type="checkbox"/> 神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金
事業着手日予定※1		年 月 日
太陽光発電システム工事着手予定日※2 （建売住宅等を取得する場合は省略可）		年 月 日
事業完了予定日※3		年 月 日

※1 蓄電システムについて、建売住宅等の引渡しを受け取得する場合は当該住宅等の引渡し日、その他の場合は蓄電システムの設置工事の着工日を記載してください。

※2 受付開始日（平成29年4月26日）以降でなければなりません。

※3 次の事項のうち、最も遅いものの予定日を記載してください（平成30年3月31日まででなければなりません。）。

- (1) 新たに導入した太陽光発電システム及び蓄電システム又は新たに導入した太陽光発電システム及び蓄電システムが設置された住宅等の引渡し
- (2) 新たに導入した太陽光発電システム及び蓄電システム又は新たに導入した太陽光発電システム及び蓄電システムが設置された住宅等の代金の支払完了
- (3) 新たに導入した太陽光発電システム及び蓄電システムの設置工事の完了

2 設備の概要

神奈川県蓄電システム導入費補助金申請要領を「申請要領」と記しています。(以下同じ)

太陽光発電システム	設置する設備の要件 (該当する□に「✓」)	申請要領に定める設備に係る要件を満たす設備である	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
		未使用品である	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	メーカー名		
	型式名		
	太陽電池モジュールの公称最大出力 [※] と使用枚数	(型式番号:) W × 枚 = W	
		(型式番号:) W × 枚 = W	
		(型式番号:) W × 枚 = W	
		太陽電池の公称最大出力 ⇒ (合計) kW	
		(合計はキロワット表示で小数点第3位以下切り捨て)	
	パワーコンディショナーの公称最大出力 [※] (複数のパワーコンディショナーを設置する場合にはそれぞれの出力を記載)	(一台目) (型式番号:) kW	
(二台目) (型式番号:) kW			
	(三台目) (型式番号:) kW		
	(小数点第3位以下切り捨て)		
(複数のパワーコンディショナーを設置する場合のみ記載) 各系列における太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値	(一台目) (型式番号:) kW		
	(二台目) (型式番号:) kW		
	(三台目) (型式番号:) kW		
	(合計) kW		
	(小数点第3位以下切り捨て)		
蓄電システム	補助事業で設置する設備の要件 (該当する□に「✓」)	申請要領に定める設備に係る要件を満たす設備である	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
		未使用品である ※電気自動車のリユースバッテリーを使用して製品化した蓄電システムであって、蓄電システムとして製品化された後の使用実績がないものは未使用品とみなす。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	メーカー名		
	パッケージ型番		
	蓄電容量	kWh (小数点第3位以下を切り捨て)	

※ 日本工業規格に規定される公称最大出力をいう。

3 補助事業に係る経費の内訳

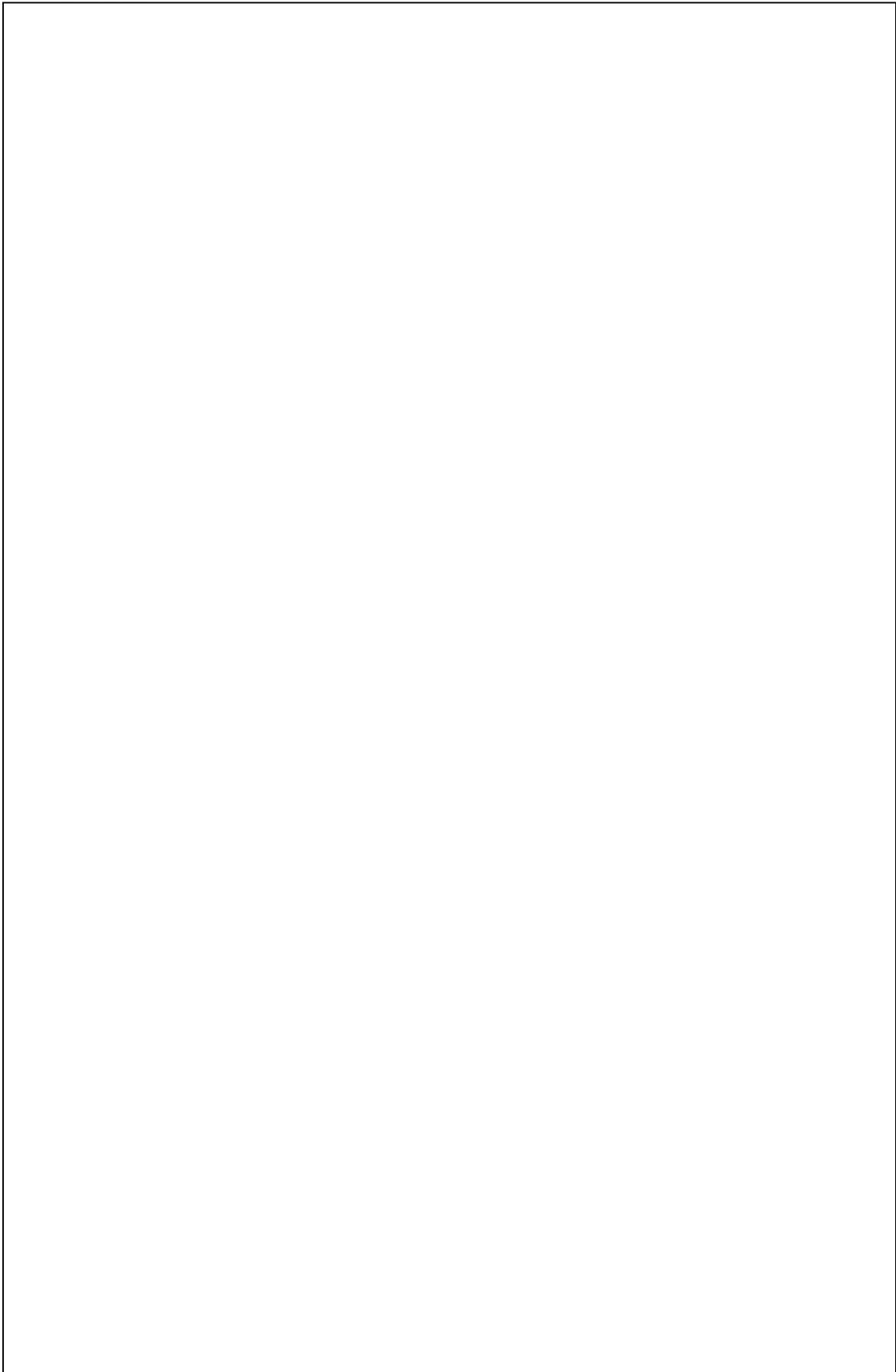
(単位：円)

蓄電システムの導入に係る経費 (A) (消費税及び地方消費税相当額を除く)	円
(うち蓄電システムの設備費)	円
うち電池部分にかかる経費	円
うちパワーコンディショナーにかかる経費	円
その他の設備費	円
(うち蓄電システムの設置に係る工事費)	円
国等の補助金を受ける場合、その金額(蓄電システム該当額) (B)	円
補助対象経費 (C = A - B)	円
補助対象経費に3分の1を乗じた額 (D = C / 3) (千円未満を切り捨て)	円
蓄電容量あたりの積算額 (E) (kWh:小数点第3位以下を切り捨て) ※以下のとおり該当する種別に応じ定められている額を右に記載してください。 ・住宅用 → 8万円×蓄電容量 ・事業所用 → 9万円×蓄電容量	円
補助事業で太陽光発電システム及び蓄電システムを設置した住宅等の種別ごとの上限額 (F) ※以下のとおり該当する種別に応じ定められている上限額を右に記載してください。 ・蓄電システム(住宅用)神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金を併用しない場合 →400,000円 ・蓄電システム(住宅用)神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金を併用する住宅(過去に交付を受けた場合を含む) →200,000円 ・蓄電システム(事業所用) →1,500,000円	円
補助金交付申請額 ((D) (E) (F) のうち、最も少ない額)	円
補助金交付申請予定額当たりの太陽光発電システムの出力 (小数点第6位以下を切り捨て、小数点第5位まで記載してください) ※	kW/千円

※補助要件を満たしているかを確認する数値です。誤りがないか十分確認してください。

- ・ 計算式を間違えていないか
(太陽光発電システムの出力(kW) ÷ 補助金交付申請予定額(千円))
- ・ 計算式の太陽光発電システムの出力は、2の「太陽電池モジュールの公称最大出力」と「パワーコンディショナーの公称最大出力」から正しく算出したか(小さい方の値から算出)
- ・ 計算式の補助金交付申請予定額は、3の(D) (E) (F)のうち、最も少ない額(単位：千円)で計算したか
- ・ 小数点第6位以下を切り捨て、小数点第5位まで記載しているか

4 単線結線図



- ※1 既存の設備を残したまま増設を行う場合は、既存設備についても記載してください。
- ※2 別紙を添付する場合は枠内に「別紙参照」と記載の上、別紙を添付してください。

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	氏 名	氏名のカナ	生年月日 (大正T,昭和S,平成H)	性別 (男・女)	住 所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

記載した全ての者は、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

氏 名
 (法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)

印

同意書

年 月 日

神奈川県知事 殿

同意者 住 所
〔法人等の場合は所在地〕

氏 名 印
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

所有している次の住宅等において、神奈川県蓄電システム導入費補助金交付要綱に基づき、次の補助金申請者が太陽光発電システム及び蓄電システムを設置することに同意します。

補助金申請者の氏名	
新たに太陽光発電システム及び蓄電システムを設置する住宅等の所在地	

共同申請同意書

年 月 日

神奈川県知事 殿

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認します。

共同申請者	法人名（名称及び代表者の職・氏名）又は氏名	
リース事業者又は割賦事業者		印
リース又は割賦で設置する設備の使用者	住 所 法人等の場合は所在地 フリガナ 氏 名 印 法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名 （個人にあつては下記の生年月日・性別を記載） 生年月日 T・S・H 年 月 日生 性別 男 ・ 女	

（同意事項）

- ・リース事業者又は割賦事業者及び補助事業で設置する設備の使用者が暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載した情報を神奈川県警察本部に照会します。
- ・交付決定の結果については、リース事業者又は割賦事業者に通知します。
- ・補助金はリース事業者又は割賦事業者に交付されますが、リース事業者又は割賦事業者が補助事業で設置する設備の使用者から領収するリース料又は割賦料の算定にあたり元本相当額から補助金相当額分を減額することを要します。
- ・リース事業者又は割賦事業者及び補助事業で設置する設備の使用者が、補助金交付後取得財産を処分しようとするときは、リース事業者又は割賦事業者はあらかじめ知事の承認を得る必要があります。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。
- ・補助金交付後、補助事業で設置する設備の使用等に関するアンケート調査を実施する場合、リース事業者又は割賦事業者及び補助事業で設置する設備の使用者は、共に調査に協力する必要があります。

第1号様式別紙5

補助事業者を代表する者への申請手続きに係る委任状

年 月 日

委任者 住所（法人等の場合は所在地）

フリガナ

氏名

印

〔法人等の場合は名称
及び代表者の職・氏名〕

（個人にあつては下記の生年月日・性別を記載）

生年月日 T・S・H 年 月 日生

性 別 男・女

私は、下記の代表者を代理人と定め、神奈川県蓄電システム導入費補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受ける者としての権限を委任します。

なお、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

受任者

代表者 住所（法人等の場合は所在地）

氏名（法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名）

神奈川県蓄電システム導入費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった神奈川県蓄電システム導入費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助内容

- (1) 補助金額 円
(2) 補助事業で設備を設置する住宅等の所在地

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県蓄電システム導入費補助金に係る事業とし、その内容は申請のとおりとします。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。また、交付決定後に補助事業の内容の変更に伴う補助金の額の増額はできません。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (5) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収します。補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければなりません。
- ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき
- イ 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき
- (6) この補助金は、事業実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算

交付します。

(7) その他、規則及び神奈川県蓄電システム導入費補助金交付要綱の定めるところに従わなければなりません。

- 3 この補助金に係る実績報告は、補助事業完了の日から2箇月以内又は補助事業を実施した翌年度の4月末日のいずれか早い期日までに行わなければなりません。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなします。
- 4 この補助金に係る状況報告は、補助事業を実施した年度の3月末日までに行わなければなりません。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなします。また、同期日までに3の実績報告を行った場合は行う必要はありません。
- 5 補助事業により設置した設備については、次の期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合（以下「処分」といいます。）には、知事の承認が必要になります。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

設備の種類	期間
蓄電システム	6年
- 6 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に法人又は管理組合を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。
- 7 次の場合、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。
 - (1) 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき
 - (2) 法人にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき
 - (3) 管理組合にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき
- 8 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受理した日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができます。

第3号様式（第8条関係）

神奈川県蓄電システム導入費補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった神奈川県蓄電システム導入費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、神奈川県蓄電システム導入費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

（交付しない理由）

第4号様式（第12条関係）

神奈川県蓄電システム導入費補助金変更承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒

住 所
〔法人等の場合は所在地〕

氏 名 印
〔法人等の場合は名称及
び代表者の職・氏名〕

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた神奈川県蓄電システム導入費補助金に係る事業を次のとおり変更したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

変更前 円 変更後 円（千円未満切捨て）

2 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業の内容		

3 変更の理由

変更承認共同申請同意書

年 月 日

神奈川県知事 殿

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認します。

共同申請者	法人名（名称及び代表者の職・氏名）又は氏名	
リース事業者 又は割賦事業者		印
補助事業で設置 する設備使用者		印

（同意事項）

- ・リース事業者又は割賦事業者が補助金の変更承認申請をする場合は、リース又は割賦を受けている補助事業で設置する設備の使用者と共同申請する必要があります。リース事業者又は割賦事業者が主となり補助事業で設置する設備の使用者と共に共同申請してください。
- ・変更承認の結果については、リース事業者又は割賦事業者に通知します。

第5号様式（第12条関係）

神奈川県蓄電システム導入費補助金変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県蓄電システム導入費補助金に係る事業については、承認することとしたので、神奈川県蓄電システム導入費補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

神奈川県蓄電システム導入費補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県蓄電システム導入費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額	円
既 決 定 額	円
今回変更交付決定額	円

2 補助条件

- (1) この補助金変更の対象となる内容及び補助事業の経費の配分は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県蓄電システム導入費補助金変更承認申請書記載のとおりとします。
- (2) この補助金の変更交付決定に伴う補助金は、事業実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。
- (3) この補助金の変更交付決定の内容又は条件に不服のあるときは、この変更交付決定通知書を受領した日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができます。
- (4) その他の交付条件については、年 月 日付け神奈川県蓄電システム導入費補助金交付決定通知書のとおりとします。

第7号様式（第12条関係）

神奈川県蓄電システム導入費補助金変更不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県蓄電システム導入費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県蓄電システム導入費補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

（承認しない理由）

第8号様式（第12条関係）

神奈川県蓄電システム導入費補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒

住 所
〔法人等の場合は所在地〕

氏 名 印
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた神奈川県蓄電システム導入費補助金に係る事業を次のとおり中止・廃止したいので承認を申請します。

1 中止・廃止の内容

2 中止・廃止の理由

中止・廃止承認共同申請同意書

年 月 日

神奈川県知事 殿

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認します。

共同申請者	法人名（名称及び代表者の職・氏名）又は氏名	
リース事業者 又は割賦事業者		印
補助事業で設置 する設備使用者		印

（同意事項）

- ・リース事業者又は割賦事業者が補助金の中止・廃止承認申請をする場合は、リース又は割賦を受けている補助事業で設置する設備の使用者と共同申請する必要があります。リース事業者又は割賦事業者が主となり補助事業で設置する設備の使用者と共に共同申請してください。
- ・中止・廃止承認の結果については、リース事業者又は割賦事業者に通知します。

第9号様式（第12条関係）

神奈川県蓄電システム導入費補助金
中止・廃止承認及び交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった神奈川県蓄電システム導入費補助金に係る事業については、承認することとし、補助金の交付の決定を取り消したので、神奈川県蓄電システム導入費補助金交付要綱第12条第4項の規定により通知します。

第10号様式（第12条関係）

神奈川県蓄電システム導入費補助金中止・廃止不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった神奈川県蓄電システム導入費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県蓄電システム導入費補助金交付要綱第12条第4項の規定により通知します。

（承認しない理由）

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 住 所
〔法人等の場合は所在地〕

氏 名 印
〔法人等の場合は名称及
び代表者の職・氏名〕

神奈川県蓄電システム導入費補助金実施状況報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた神奈川県蓄電システム導入費補助金
に係る補助事業の 年 月 日現在における実施状況を、次のとおり報告し
ます。

1 補助事業の執行状況

2 補助対象経費の執行状況

神奈川県蓄電システム導入費補助金実績報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒

住 所
〔法人等の場合は所在地〕

氏 名 印
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた神奈川県蓄電システム導入費補助金に係る事業の実績について、関係書類を添えて報告します。

(添付資料)

- (1) 事業結果報告書（第12号様式別紙1）
- (2) 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名及び店名、預金の種類、口座番号が記載されている部分の通帳等の写し（補助金振込先は、申請者本人名義の口座に限ります。）
- (3) 第7条に規定する申請書の提出の際に、補助事業に係る契約書（写し）及び設備のリース又は割賦に係る契約書（写し）を提出できなかった場合は、契約書（写し）又はこれに代わるもの
- (4) 前号の契約書（写し）又はこれに代わるものに、蓄電システムに係る経費の額が明記されていない場合は蓄電システムに係る経費の額を証する書類
- (5) 補助事業に係る支出を証する書類（写し）
- (6) 前号の支出を証する書類（写し）に、蓄電システムに係る経費の額が明記されていない場合は蓄電システムに係る経費の額を証する書類
- (7) 設置完了証明書（第12号様式別紙2）
- (8) 太陽光発電システムで発電した電力を固定価格買取制度によって電力会社に売電する場合には、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく設備認定の認定通知書（写し）又はこれに代わるもの
- (9) 新たに導入した太陽電池モジュールの製造者が発行する出力対比表（写し）（製造者が出力対比表（第12号様式別紙3）を発行しない場合は、出力対比表に必要事項を

記載の上、製造番号票（写し）を添付したもの）

- (10) 新たに導入した蓄電システムの出荷証明書（写し）又は保証書（写し）若しくはこれに代わるもの
- (11) 新たに導入した太陽光発電システム及び蓄電システムの設置後の完成写真
- (12) 第7条に規定する申請書の提出の際に、補助事業で設備を設置した住宅等の登記事項証明書を提出できなかった場合は、登記事項証明書（提出期限に登記が完了していない場合は、登記申請書の受領証（写し））
- (13) 住宅等の引渡しを受け取得する場合は、住宅等の引渡しの期日を証する書類
- (14) その他知事が必要と認める書類

（補助金振込先）※通帳等に記載のとおり正確に記入してください。

口座名義人	(フリガナ)
金融機関名及び店名	
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他
口座番号	

注1 「（補助金振込先）」は、本人名義の口座に限ります。

注2 通帳等の写しを添付してください。

事業結果報告書

1 補助事業の概要

申請者氏名（法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名）			
補助事業で設置する設備の使用者氏名 （申請者がリース事業者又は割賦事業者の場合に記載）			
補助事業で設置する設備を設置した住宅等について（該当する□に「✓」を記載）	所在地（住居表示と地番が異なる場合は地番も記載）		
	種別	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 事業所	
	併用する県の補助金	<input type="checkbox"/> 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金（過去に交付を受けた場合を含む） <input type="checkbox"/> 神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金	
事業着手日※1		年 月 日	
事業完了日※2		年 月 日	()
設置した補助対象設備（蓄電システム）の所有権は全て申請者に移転済みである		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

※1 蓄電システムが設置された建売住宅等の引渡しを受け取得する場合は当該住宅等の引渡し日、その他の場合は蓄電システムの設置工事の着工日を記載してください。

※2 次の事項のうち、最も遅い日を記載し、()に該当する番号を記載してください。

- (1) 新たに導入した太陽光発電システム及び蓄電システム又は新たに導入した太陽光発電システム及び蓄電システムが設置された住宅等の引渡し
- (2) 新たに導入した太陽光発電システム及び蓄電システム又は新たに導入した太陽光発電システム及び蓄電システムが設置された住宅等の代金の支払完了
- (3) 新たに導入した太陽光発電システム及び蓄電システムの設置工事の完了

2 設備の概要

神奈川県蓄電システム導入費補助金申請要領を「申請要領」と記しています。(以下同じ)

太陽光発電システム	設置する設備の要件 (該当する□に「✓」)	申請要領に定める設備に係る要件を満たす設備である	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
		未使用品である	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	メーカー名			
	型式名			
	太陽電池モジュールの公称最大出力 ※と使用枚数	(型式番号:) W × 枚 = W (型式番号:) W × 枚 = W (型式番号:) W × 枚 = W 太陽電池の公称最大出力 ⇒ (合計) kW (合計はキロワット表示で小数点第3位以下切り捨て)		
	パワーコンディショナーの公称最大出力※ (複数のパワーコンディショナーを設置する場合にはそれぞれの出力を記載)	(一台目) (型式番号:) kW (二台目) (型式番号:) kW (三台目) (型式番号:) kW (小数点第3位以下切り捨て)		
(複数のパワーコンディショナーを設置する場合のみ記載) 各系列における太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値	(一台目) (型式番号:) kW (二台目) (型式番号:) kW (三台目) (型式番号:) kW (合計) kW (小数点第3位以下切り捨て)			
蓄電システム	補助事業で設置する設備の要件 (該当する□に「✓」)	申請要領に定める設備に係る要件を満たす設備である	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
		未使用品である ※電気自動車のリユースバッテリーを使用して製品化した蓄電システムであって、蓄電システムとして製品化された後の使用実績がないものは未使用品とみなす。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	メーカー名			
	パッケージ型番			
蓄電容量	kWh (小数点第3位以下を切り捨て)			

※ 日本工業規格に規定される公称最大出力をいう。

3 補助事業に係る経費の内訳

(単位：円)

蓄電システムの導入に係る経費 (A) (消費税及び地方消費税相当額を除く)	円
(うち蓄電システムの設備費)	円
うち電池部分にかかる経費	円
うちパワーコンディショナーにかかる経費	円
その他の設備費	円
(うち蓄電システムの設置に係る工事費)	円
国等の補助金を受ける場合、その金額 (蓄電システム該当額) (B)	円
補助対象経費 (C = A - B)	円
補助対象経費に3分の1を乗じた額 (D = C / 3) (千円未満を切り捨て)	円
蓄電容量あたりの積算額 (E) (kWh:小数点第3位以下を切り捨て) ※以下のとおり該当する種別に応じ定められている額を右に記載してください。 ・住宅用 → 8万円×蓄電容量 ・事業所用 → 9万円×蓄電容量	円
補助事業で太陽光発電システム及び蓄電システムを設置した住宅等の種別ごとの上限額 (F) ※以下のとおり該当する種別に応じ定められている上限額を右に記載してください。 ・蓄電システム (住宅用) 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金を併用しない場合 →400,000円 ・蓄電システム (住宅用) 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金を併用する住宅 (過去に交付を受けた場合を含む) →200,000円 ・蓄電システム (事業所用) →1,500,000円	円
補助金交付申請額 ((D) (E) (F) のうち、最も少ない額)	円

設置完了証明書

年 月 日

次のとおり補助事業で設置する設備等の設置が完了したことを証明します。

販売・設置・施工事業者名

(法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)

印

販売・設置・施工事業者所在地

販売・設置・施工担当者名

連絡先電話番号 () -

補助金申請者等

申請者氏名 (法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)	
補助事業で設備を設置した住宅等の所在地	

太陽光発電システム及び蓄電システムの設置・施工の情報

太陽光発電システムの設置・施工期間	着工日	年 月 日
	完了日	年 月 日

蓄電システムの設置・施工期間	着工日	年 月 日
	完了日	年 月 日

設備の種類	設置の有無 ※
太陽光発電システム	<input type="checkbox"/>
蓄電システム	<input type="checkbox"/>

※ 設置した設備について□に「✓」を記載してください。

出力対比表

補助金申請者氏名（法人等の場合は名称及び代表者氏名）		販売店名 電話番号	印
製造メーカー名			

太陽電池モジュール1

型式名										
公称最大出力				.		W	設置枚数			枚
公称最大出力の合計値					.		W			
測定出力の合計値					.		W			

太陽電池モジュール2

型式名										
公称最大出力				.		W	設置枚数			枚
公称最大出力の合計値					.		W			
測定出力の合計値					.		W			

太陽電池モジュール3

型式名										
公称最大出力				.		W	設置枚数			枚
公称最大出力の合計値					.		W			
測定出力の合計値					.		W			

太陽電池モジュール4

型式名										
公称最大出力				.		W	設置枚数			枚
公称最大出力の合計値					.		W			
測定出力の合計値					.		W			

太陽光発電システム全体

測定出力の総合計値					.		W			
-----------	--	--	--	--	---	--	---	--	--	--

製造番号及び測定出力は別添の製造番号票（写し）のとおりである。

第13号様式（第17条関係）

神奈川県蓄電システム導入費補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

神奈川県蓄電システム導入費補助金交付決定通知（ 年 月 日付け 第 号）
により交付決定した補助金については、 年 月 日付けで提出された神奈川県蓄
電システム導入費補助金実績報告書に基づき、交付額を 円に確定したので通知
します。